

II. 証券市場の構造改革プログラム

1. 個人投資家の証券市場への信頼向上のためのインフラ整備

(1) 証券会社の営業姿勢の転換に向けた方策

- ① 行為規制違反に係る全行政処分のホームページにおける公表
(証券会社の営業姿勢に関する投資家の評価の形成)
- ② 個人投資家中心のビジネス・モデル構築の奨励
- ③ 証券会社における職員の適格性向上
 - ・証券外務員の資質の定期的なチェックシステムの導入を証券業協会に要請
- ④ 投資家保護規制の強化
 - ・株式投資信託の乗換えの勧誘行為の改善に向けたルールの導入

(2) 行政による市場監視の強化

- ① 証券取引等監視委員会等による個人投資家重視の行政の展開
 - ・個人投資家の「三つの不信」(市場仲介者・一部市場参加者・監視当局への不信)を取り除くための取組み
 - ・個人投資家を守るために厳格な行政処分の実施
- ② 証券取引等監視委員会の体制・機能強化
 - ・人員増強
 - ・インターネット取引への対応の強化
- ③ コングロマリット化等に対応した検査局と証券取引等監視委員会の連携強化
 - ・合同検査の実施等
 - ・証券検査マニュアルの適用開始(平成13事務年度から)

(3) 市場インフラの整備

- ① ディスクロージャーの充実・強化
 - ・個人投資家にとって便利で分かり易いディスクロージャー
 - －インターネットによる電子開示(EDINET)の充実
 - ・目論見書の電子交付の促進
 - －電子交付方法の多様化のための内閣府令改正